

# 宇治市公報

宇治市宇治琵琶33  
 発行 宇治市  
 政策経営部  
 政策総務課  
 電話 22-3141番  
 印刷 宇治市横島町吹前123-4  
 (南山城複写センター)

## 目次

### 告 示

- 告示第115号 「地縁による団体」の認可……(自治振興課) ……2

### 公 告

- 公告第56号 琵琶送水管ほか改良工事に係る一般競争入札の中止……………(契約課) ……2

### 教 育 委 員 会

- 規則第3号 宇治市教育委員会会議規則の一部を改正する規則……………2
- 訓令甲第1号 宇治市図書館複写規程……………2

### 公 営 企 業

- 公告第20号 宇治市排水設備指定工事業者の商号の変更……………3
- 公告第21号 宇治市指定給水装置工事業者の指定事項の変更……………3

## 告 示

## 宇治市告示第115号

「地縁による団体」の認可について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の規定により、次の団体を「地縁による団体」として認可したので、同条第10項の規定により告示します。

令和3年11月19日

宇治市長 松村 淳子

（名称） 南遊田第二町内会

（規約に定める目的）

会員相互扶助の精神に基づき、会員の自主的運営により各種の事業を行い、会員相互の親睦を計るとともに、生活者の福祉、健康で文化的な生活を営むことを目的とする。

（区域） 東は2号排水路、南は大和川用水路、西は隣接町内会（南遊田第一町内会）、北は国有用水路までとする。

（伊勢田町南遊田1番地、2番地、3番地、18番地、19番地、20番地、21番地、22番地、23番地、24番地、25番地及び26番地）

（主たる事務所）

宇治市伊勢田町南遊田24番地の10

（代表者の氏名及び住所）

（裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無）

共に無

（代理人の有無）

無

（認可年月日）

令和3年11月2日

## 公 告

## 宇治市公告第56号

琵琶送水管ほか改良工事に係る一般競争入札の中止について  
令和3年9月24日付け宇治市公告第47号で公告した一般競争入札を中止しますので、次のとおり公告します。

令和3年10月28日

宇治市長 松村 淳子

1 中止する一般競争入札

琵琶送水管ほか改良工事に係る一般競争入札

2 中止する理由

積算資料の一部に誤りがあるため

問合せ先 宇治市総務部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

（揭示済）

## 教 育 委 員 会

宇治市教育委員会会議規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和3年10月20日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

## 宇治市教育委員会規則第3号

宇治市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

宇治市教育委員会会議規則（昭和53年宇治市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、委員が次条に規定する方法によつて会議に出席する場合は、この限りでない。

第3条第2項中「具して」を「付して」に改める。

第3条の次に次の1条を加える。

（オンラインによる会議への出席）

第3条の2 委員は、教育長が必要があると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン」という。）により会議に出席することができる。

第9条に次の2項を加える。

2 採決のとき現に議場にいない委員は、採決に加わることができない。

3 前項の規定にかかわらず、オンラインにより会議に出席している委員は、採決に加わることができる。ただし、採決のとき映像及び音声の送受信ができない場合その他出席が確認できない場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（揭示済）

## 宇治市教育委員会訓令甲第1号

宇治市図書館複写規程を、次のとおり定める。

令和3年10月20日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

宇治市図書館複写規程

宇治市図書館複写規程（昭和54年宇治市教育委員会訓令甲第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、宇治市図書館における図書館資料の複写について必要な事項を定めるものとする。

（対象資料）

第2条 複写の対象となる図書館資料は、宇治市図書館が所蔵する資料及び他の図書館等から貸出しを受けた資料とする。ただし、次の各号に掲げる資料は複写することができない。

(1) 寄贈され、又は寄託された資料で、その条件として複写の禁止を定めるもの

(2) 複写により損傷するおそれがある資料

(3) 技術的に複写が困難な資料

(4) 他の図書館等から貸出しを受けた資料で、貸出しをした図書館等（以下「貸出館」という。）が複写を禁止しているもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、館長が複写することが不相当であると認める資料

（複写できる範囲及び部数）

第3条 複写できる範囲は、中央図書館長が別に定める。

2 複写の部数は、1人につき1部とする。

（複写手続）

第4条 複写の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、複写しようとする図書館資料を持参し、図書館資料複写申込書（別記様式）により館長に申込みをしなければならない。

2 複写に要する費用は、申込者の負担とし、その額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、1枚の用紙の両面に複写する場合は、2枚として計算する。

- (1) 1色刷り又は2色刷り 1枚につき10円
- (2) 3色以上の多色刷り 1枚につき50円

（複写方法）

第5条 申込者は、宇治市図書館に備え付けられた機器を用いて複写するものとする。ただし、貸出館が複写を申込者に行わせることを禁止している場合は、図書館職員が行うものとする。

（申込者の責任）

第6条 複写により著作権法（昭和45年法律第48号）上の問題が生じた場合は、申込者がその責任を負うものとする。

（委任）

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、館長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別記様式（第4条関係）

図 書 館 資 料 複 写 申 込 書

年 月 日

図書館長宛て

住 所  
氏 名  
電話番号

次のとおり図書館資料の複写を申し込みます。  
なお、複写により著作権法上の問題が生じた場合は、その責任を私が負います。

資 料 名	複 写 箇 所 (ペー ジ)	枚 数	
		1色刷り又は2色刷り	3色以上の多色刷り
合 計			
備考			

（揭示済）

**公 営 企 業**

宇治市上下水道事業公告第20号

宇治市排水設備指定工事業者の商号の変更について

宇治市排水設備指定工事業者規程（平成24年宇治市水道事業管理規程第7号）第10条第2項の規定により、宇治市排水設備指定工事業者から指定工事業者異動届が提出されましたので、同規程第

16条第1項の規定により公告します。

令和3年11月19日

宇治市長 松村 淳子

指 定 番 号	変 更 前	変 更 後
第372号	成匠建設	株式会社成匠

宇治市上下水道事業公告第21号

宇治市指定給水装置工事業者の指定事項の変更について  
水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、宇治市指定給水装置工事業者から指定事項変更の届出がありましたので公告します。

令和3年11月19日

宇治市長 松村 淳子

指 定 番 号	変 更 前	変 更 後
第7号	有限会社木下工業所	株式会社木下工業所